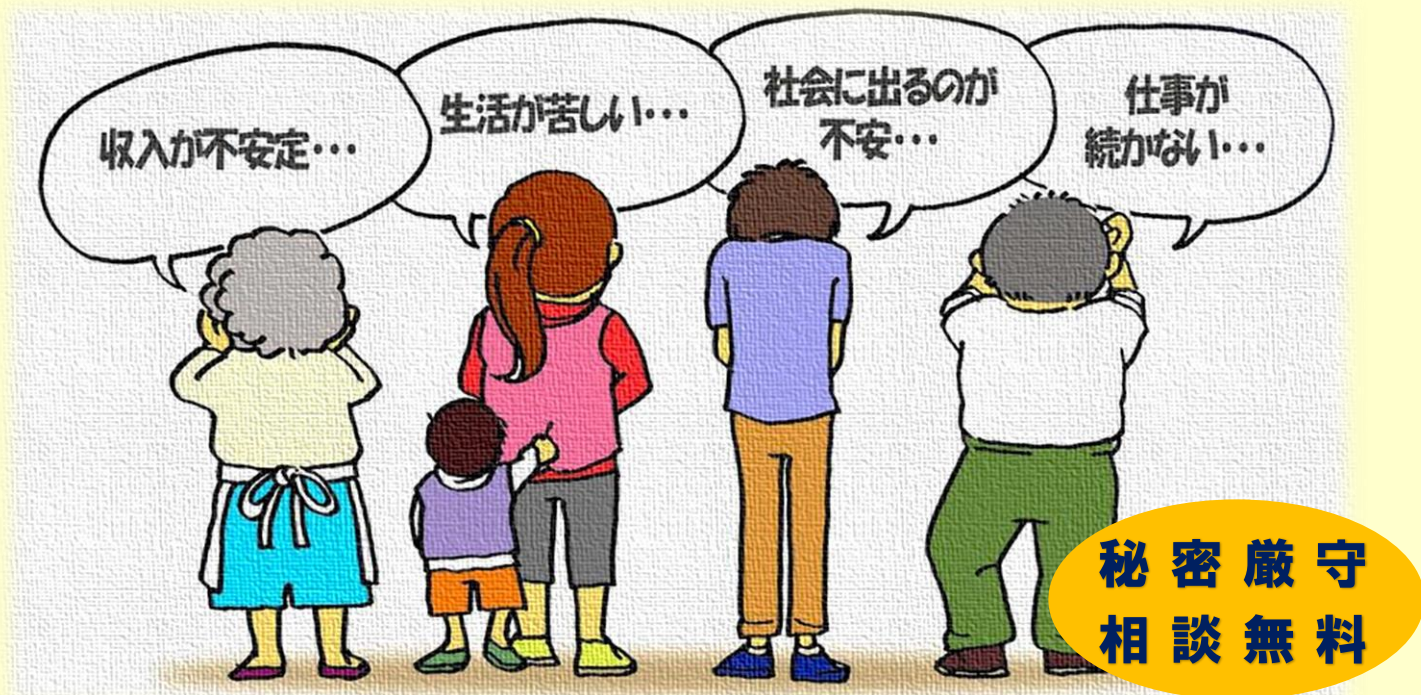


生活・仕事の不安や心配

ご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの方もご利用ください



失業や孤立、多重債務、こころの病気、ニート・ひきこもり*などで、
経済的な問題を抱えていませんか？

専門の相談員が、あなたの悩みに寄り添って、どうしたらいいかを
一緒に考えていきます。

*不登校は町教育センター(☎962-4238)にご相談ください。

島本町社会福祉協議会

生活自立相談窓口

〒618-0022

島本町桜井三丁目4番1号 ふれあいセンター1階

フリーダイヤル 0120-87-5417

でんわ 075-962-5417

ファックス 075-962-6325

メール info@shimasyakyo.or.jp

受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:30 (土日祝日と年末年始はお休み)



みなさんの暮らしをサポートします ひとりで悩まず、ご相談ください

仕事の悩み

- 長い間、仕事をしておらず、何をどうしていいかわからない
- 休業や契約解除によって仕事がなくなった
- なかなか仕事が決まらない
- 働きたいが、自信がない
- 仕事が続かないなど



- 収入が減って、やりくりで困っている
- 家賃や、電気・ガスなど公共料金を滞納している
- 国民健康保険料や国民年金保険料などの支払いが大変だ
- 借金の返済が難しい



など

お金の悩み

例えばこんなことで困っていませんか？

生活の悩み

- 年金生活だが、子どもが仕事をしておらず今後が心配だ
- 家族のことで悩みがある
- 近所や知り合いに心配な人がいるなど



- ところの病気で働けなくなった
- 重い病気になってしまい将来が不安だ
- 入院費用の支払いができなくなった



など

健康の悩み

まずは、あなたのお話を聞かせてください

仕事のこと、お金のこと、人づきあいのこと、ところやからだのこと、家族のことなど、まずはじっくりお話を聞かせてください。

- ・相談員が広くお話をうかがいます。
- ・ご本人でなくても、家族や知り合いからの相談でもかまいません。
- ・お電話での相談もお受けしています。
- ・窓口に来られない場合は、相談員がご自宅などへ訪問することもできます。
- ・相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなぎます。



あなたの状況に合わせた具体的な支援策を一緒に考え、支援をしていきます。

この相談支援事業は、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業として、島本町から委託されている事業です。